

講義7

相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス

多職種連携とチームアプローチ

社会福祉法人 新生会

紫波地域障がい者基幹相談支援センター

主任相談支援専門員 吉田 清久

多職種って・・・？

文字通り、様々な職種の方がいるということ。

それぞれの専門性が色々あり、

その所属する分野にもそれぞれの専門性がある。

保健・医療・福祉・教育・就労・行政・商業・・・etc



【多職種連携とチームアプローチ】

「連携」

意味：同じ目的のものが互いに連絡をとって物事を行うこと。

(永岡書店 国語小辞典より)

「チーム」

意味：ある目的のために協力して行動するグループ。(goo辞書より)

「アプローチ」

意味：近づくこと。対象とするものにせまること。(goo辞書より)

➡ご本人が力を発揮できるようなチームをつくり、ご本人を中心としてメンバー全員が想いを共有しながら取り組んでいくこと



こんな相談支援になると。。。

- ・自分はスーパーマンのように一人で頑張ってしまう。
- ・自分が解決してみせる！と抱え込んでしまう。
- ・プライベートの時間まで割いて支援し自分の携帯番号まで教えてしまう。

相談支援は万能ではない

実際に折り合いの調整しきれない事例もたくさんある。。。

→医療保護入院・措置対応

(「相談支援の実践力」これからの障がい福祉を担うあなたへ 著者:福岡 寿 氏)

多職種連携が必要な理由・・・

自分(の所属している事業所)だけで
できることには限界がある。

↓ 連携することで

ご本人の応援をしやすくなる(*)のはもちろんですが

- 支援は一人だけで頑張るものではない
- 困ったとき、不安なときに相談できる
- 色々な視点で様々な意見が出されることで
新たな発想が生まれる

(*いろいろなニーズに対応できる、互いにカバーしあえるなど)



多職種連携が必要な理由・・・

人はいろいろな場面で、いろいろな側面をもっている
(家族、地域、職場、友人関係、通院先、などなど...)

⇒それぞれの側面を支えるものが必要

医療・保健・福祉・介護・教育・雇用・司法・
行政・商業・工業・農業 地域住民 など

あらゆる社会資源が協働できると良い

マネジメント
(調整)
が必要

障害者総合支援法では...

(指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の責務)

第五十一条の二十二

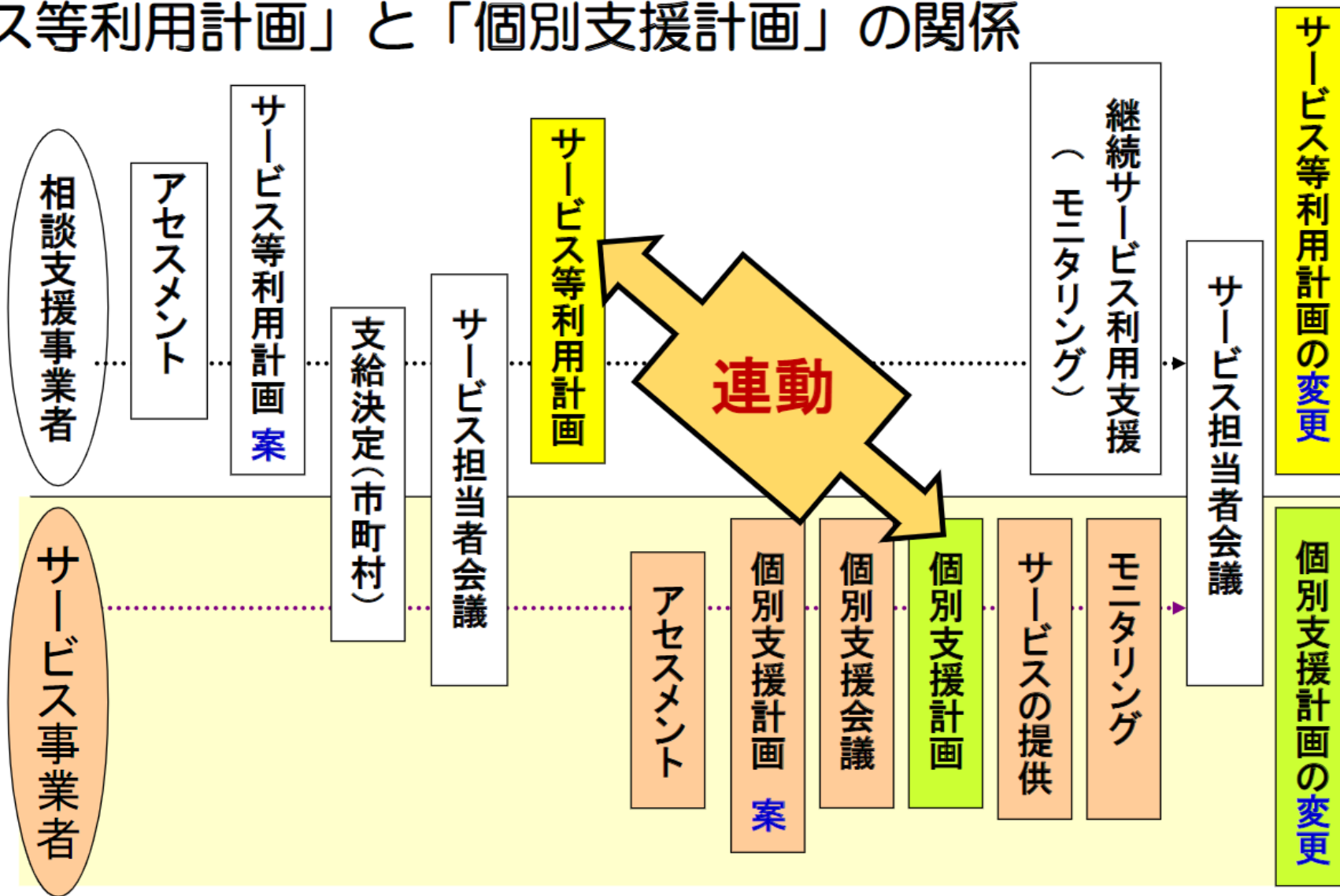
指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者(以下「指定相談支援事業者」という。)は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、相談支援を当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務)

第四十二条

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者(以下「指定事業者等」という。)は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

「サービス等利用計画」と「個別支援計画」の関係



(厚生労働省の資料を改編)

ライフステージ毎に
必要なサポートは
異なってくる

養育

就学

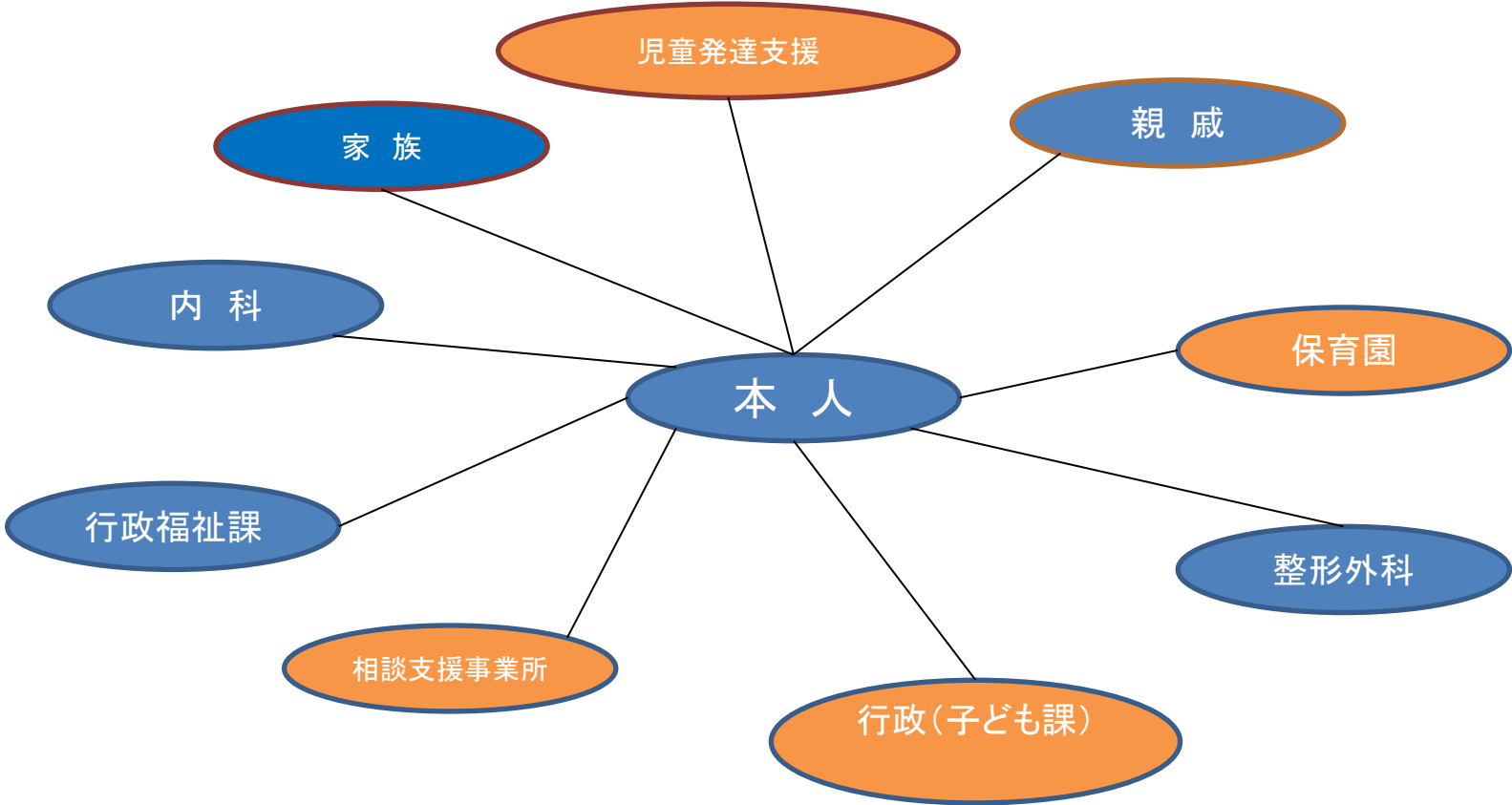
進学

就職

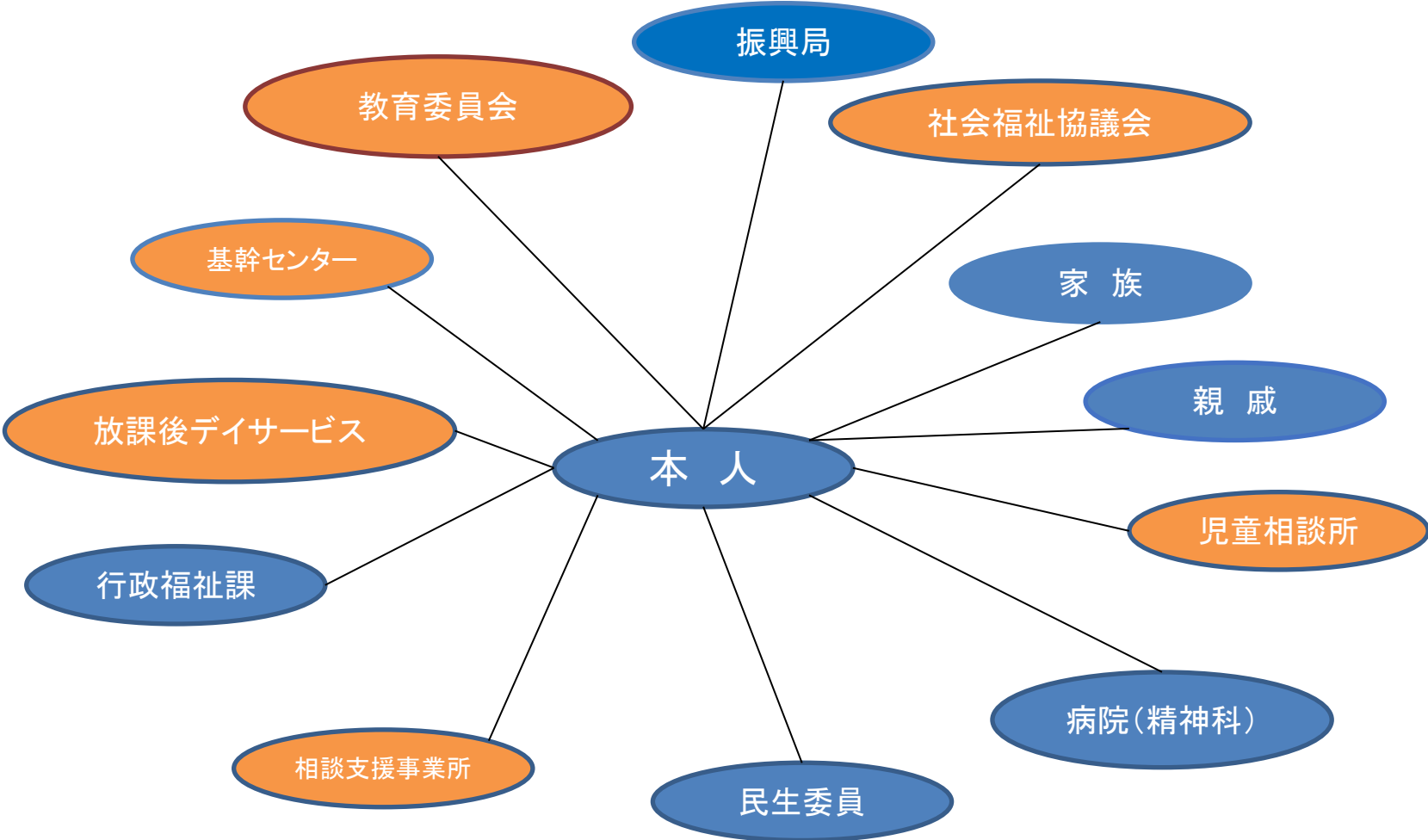
介護

それぞれの局面で
多職種連携が必要。
公的なサービスだけでなく
あらゆる人・場所が関係する。

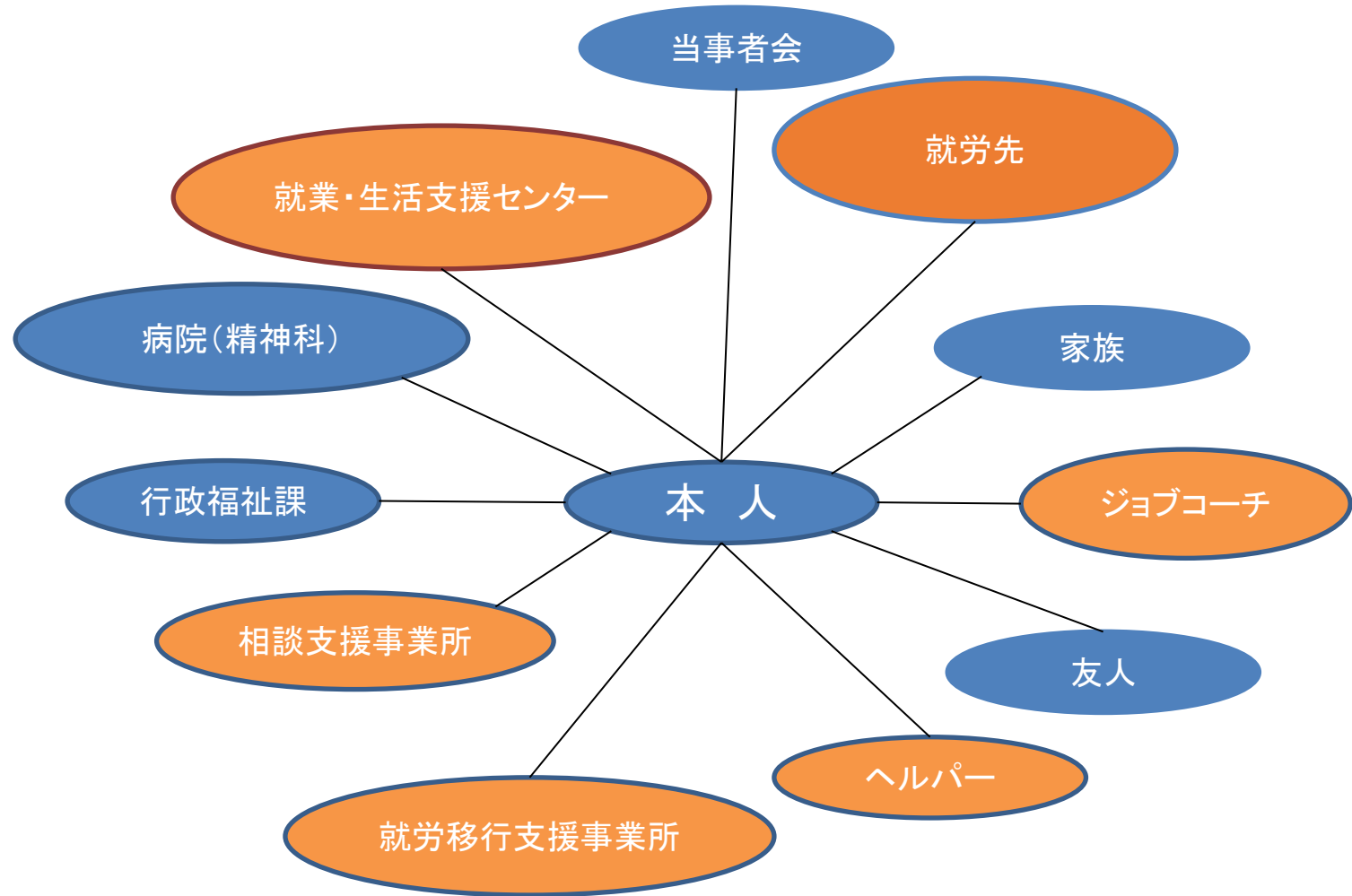
就園時期



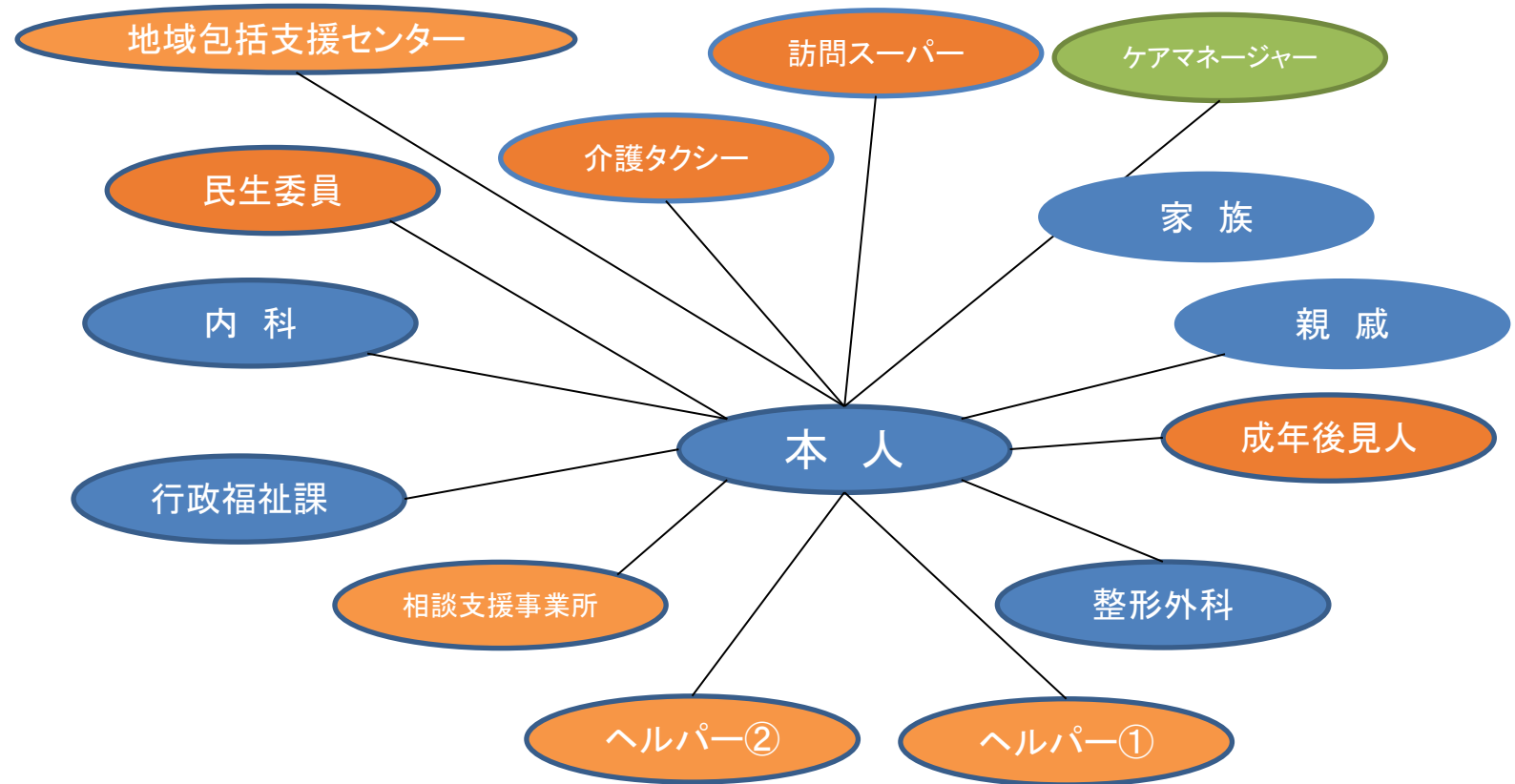
就学時期



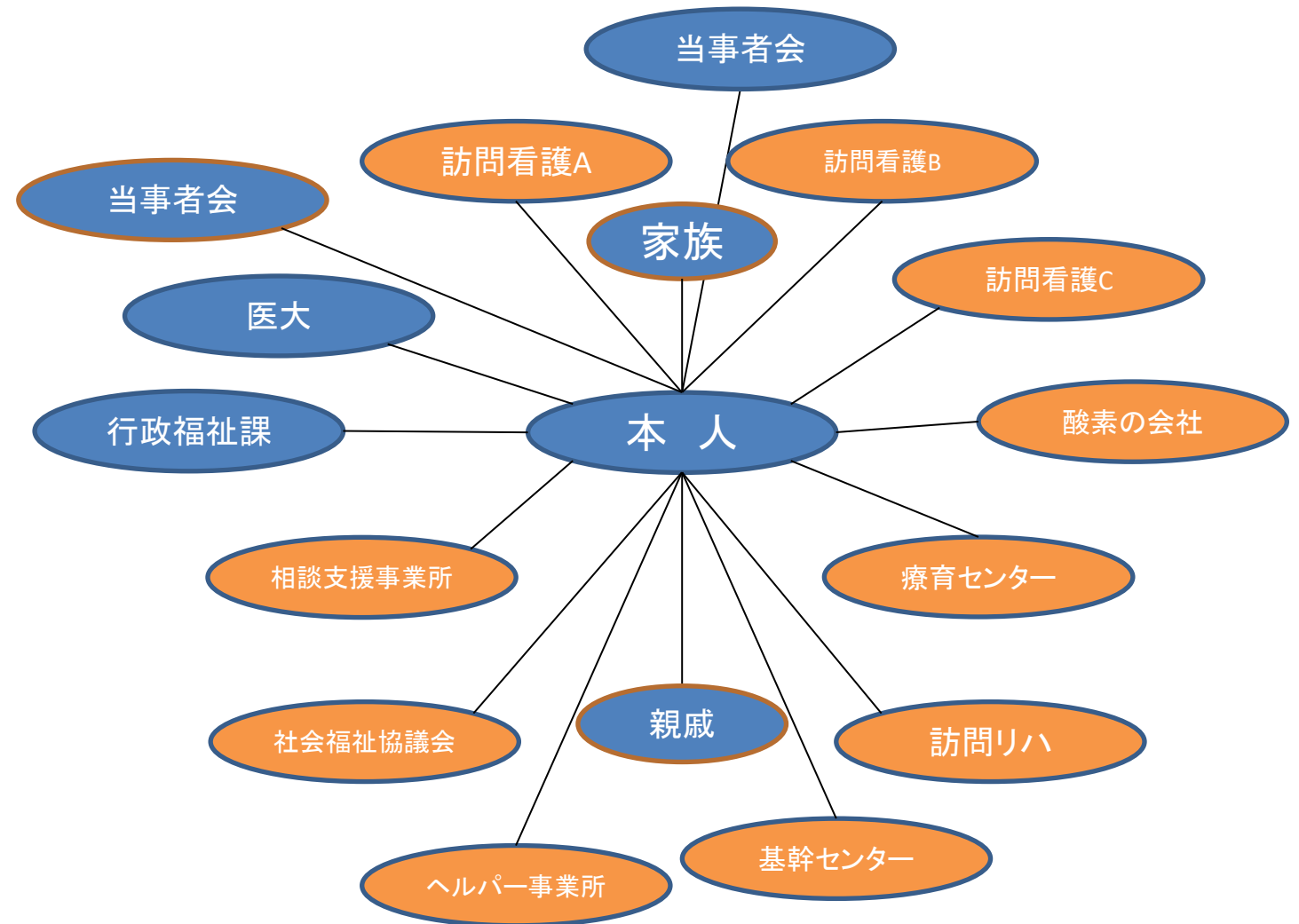
就職時期



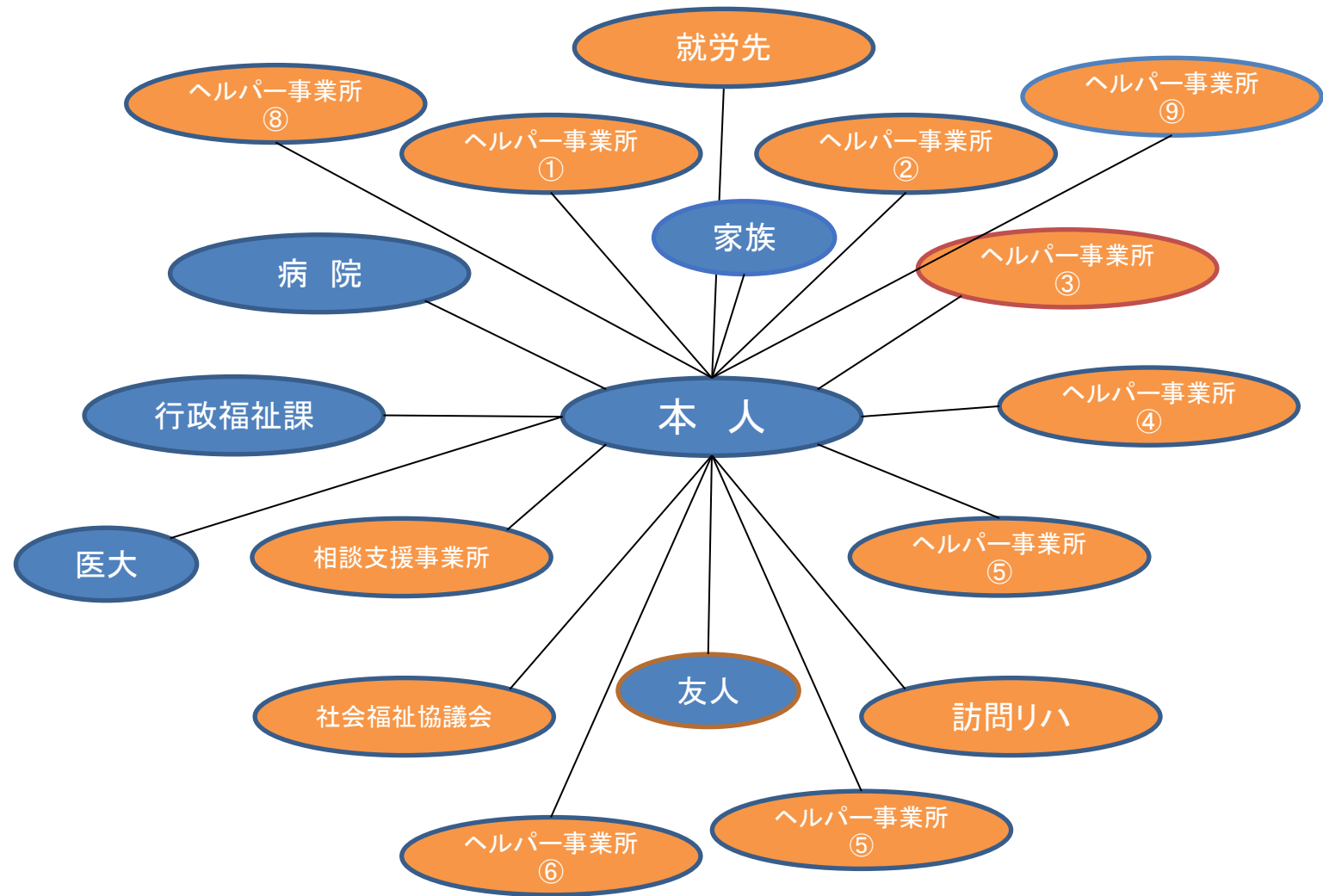
介護と障がいサービスが入る組み合わせ



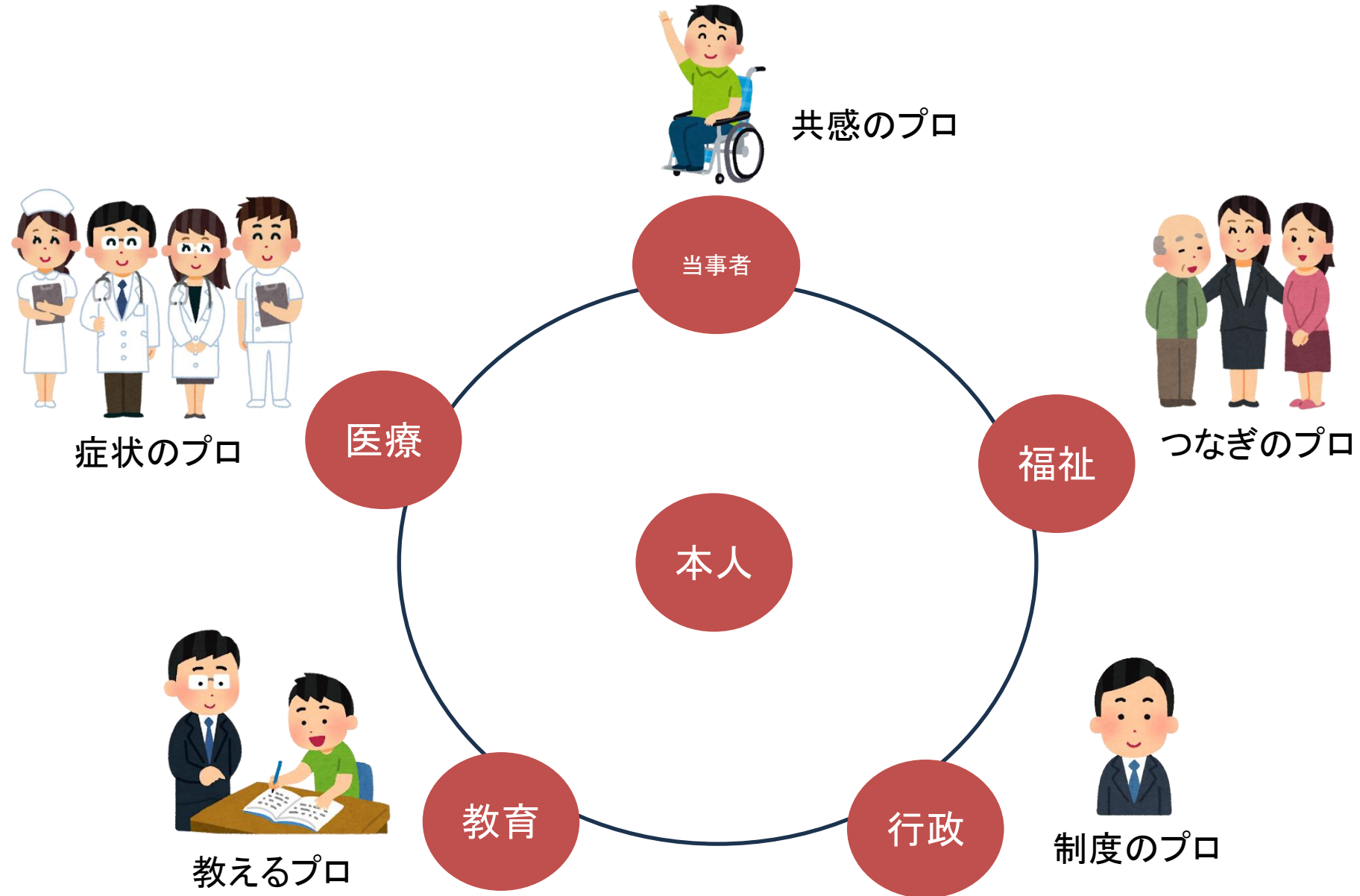
障がい特性などによっても多職種の関係者が変わっていく① (医療的ケア児を地域で支える)



障がい特性などによっても多職種の関係者が変わっていく② (筋ジストロフィーの方の就労を支える)



障がい者支援に必要な専門性の共同



うまくつながるために・・・

- ・多職種間（多機関間）には**違いがあって当たり前**と考える

各職種による教育課程の違い、価値観の違い、専門性の違い等により考えや意見が食い違う場合がある。

⇒違いがあって当たり前。

関係性を作る中で、その違和感を少しずつすり合わせていけるのが理想的。



視点が違う人が多いということは、視点が広がる可能性が高いということ。



うまくつながるために・・・



- ・まずは、どんな**社会資源**があるのか知る

地域の障がい福祉サービス事業所はどこにある？

どんなサービスを実施している？

担当者はどんな人？

利用するときにはどんな手順？

営業日や営業時間は？ などなど

(社会資源は、障がい福祉サービスだけに限らないですが)

⇒同じサービス種別でも事業所によって雰囲気異なるものです

うまく連携するために・・・

☆相互理解をしつつ、ご本人についての理解を深めあう

- ・機関や事業所の特性、その事業所のやり方などを相互理解

⇒お互いに理解するためには自分のことも知ってもらう必要がある。

できること・できないことを整理しておくことは大事。

相談支援専門員は、顔つなぎをして、チームをつくっていく。

- ・相手の立場を尊重し、思いやる

⇒チームメンバー全員が同じ意見ではないこともある。

でも、意見が違っていても、ご本人を応援する気持ちは同じかもしれない。

相手のことを思いやることで、協力できるところがみつかるかも。

過剰な支援はないか？抱え込んでいないか？お互いチェックしながら。

(相談支援専門員は、情報共有・合意形成の場の運営も大事な役割)

支援会議を活用

支援ツールとしては、支援会議やカンファレンスなど有効な手立ての一つ。しかし、こんな会議にならないように…

- ・**ミステリー会議** → 会議の目的がよく分からない会議。
- ・**脱線会議** → 本題から逸れる会議。
- ・**UFO(未確認)会議** → 結論が曖昧な会議。
- ・**無責任会議** → 決定事項が守られない会議。
- ・**遭難会議** → 準備が不十分な会議。



なるべくみなさんの貴重な時間を有効的に効果的につかうために、事前の準備などを意識しましょう。

より連携を深めるために・・・

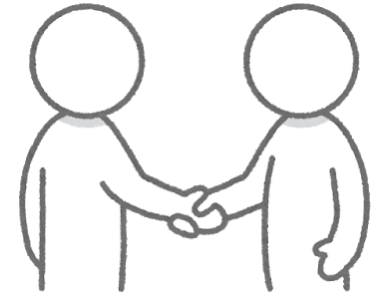
顔を合わせることで親近感が増すもの。
顔を合わせる機会をつくり、色々な情報共有・意見交換ができると良さそう。

→ 支援チームだけで解決できないものは
地域課題 として「**(自立支援)協議会**」で
解決策を検討できるようにしていく。



改めて連携について・・・

連携＝同じ目的のものが互いに連絡をとって物事を行うこと



連携するためには、

ご本人・各支援者個々の「**関係**」(＝つながりあうこと)が大切

各個人の関係から事業所間の連携になっていく

⇒ **日頃からの関係性**＝つながりの質が大事！

“連携システムをつくる”ために

出会い

- ・ 顔見知りになる
- ・ 出会いと語り合い

育み

- ・ 一緒にやってみる
- ・ 企画と運営

成長

- ・ 一緒に喜ぶ・一緒に楽しむ
- ・ “仲間”を増やす

スタートはフォーマルでもインフォーマルでもOKやりたいことからスタートしよう！お互いの強みを活かして



思いやりの気持ちで

連携のコツは・・・

相手の特徴を知ることから 例えば勤務時間・職場の特徴・人となり



- * 一緒に企画運営やひとりの人の支援をしながら関係が深まる(ここまでやると相手が楽かも・・・という気持ち)
- * 相談支援専門員が困っていることに力を貸してもらうこと 他職種が困っていることに力を貸すこと・・・の両面から考え実践することが大切



多職種連携・チーム支援の留意点

- ①連携・協働の前提として自らの専門性を身につける
- ②連携・協働のための高いコミュニケーション力をつける
- ③自己理解と他者理解
- ④専門職の理解と関係機関の理解をする
- ⑤チームをコーディネートする力を身につける
 - ・相談支援専門員は上下関係のないチームアプローチの舵取り役
- ⑥専門性とチーム力を高める
 - ・連携によりグループを作るのではなく本人を支援するチームを作ることが必要
- ⑦チーム（アプローチ）に必要な三つの条件を維持する
 - ・共通の目標があること
 - ・ルールや決まり事があること
 - ・目的や目標を成し遂げられる人材が揃っていること

連携「すること」が目的ではなく、連携をすることによりチームで支援していくこと

どれだけの関係機関がはせ参じてくれるか！

「あなたが声をかけるのなら、一つ乗りましょう」

○様々な課題をチームアプローチで乗り切った経験の積み重ねによって、関係機関のそれぞれが「一人で解決しようと思っちゃいけない」「本人を取り巻く環境因子」との折り合いで混乱しているのなら、関わりを持つ支援機関が一枚岩になることだ」(一部抜粋)

○「バラバラはダメだ、面倒だと言わずに集まることが大切だ」「忙しいと言わずに、忙しいからなおのこと、みんなで集まって方向を定めよう」と意思統一できる地域が、「社会モデル」で支えられる地域です。(一部抜粋)

参考・引用資料など

- 平成30年度 新カリキュラムに基づく相談支援従事者養成研修モデル研修 講義資料
- 令和元年度 相談支援従事者指導者養成研修講義資料
- 令和元年度 主任相談支援専門員養成研修講義資料
- 「障がい者ケアマネジメントの基本 差がつく相談支援専門員の仕事33のルール」 中央法規
- 「三訂 障害者相談支援従事者初任者研修テキスト」 中央法規
- 「相談支援の実践力」これからの障がい福祉を担うあなたへ 著者:福岡 寿 氏 中央法規
- 『社会的処方 孤立という病を地域のつながりで治す方法』（西智弘編著、2020年、学芸出版社）